

**改正**

平成5年12月27日条例第23号  
平成6年10月7日条例第30号  
平成7年3月31日条例第9号  
平成8年3月29日条例第11号  
平成10年12月21日条例第29号  
平成12年3月31日条例第19号  
平成13年3月30日条例第16号  
平成14年10月9日条例第35号  
平成16年10月5日条例第30号  
平成16年10月5日条例第31号  
平成18年10月2日条例第32号  
平成20年3月31日条例第10号  
平成25年6月10日条例第50号  
平成26年12月26日条例第51号

吹田市子どもの医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもの保護者に対し、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、その健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

**第2条** この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）を監護し、かつ、その生計を維持するもの（以下「養育者」という。）で、当該子どもを国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者とするもの（以下「保護者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもの保護者は、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている子ども
- (2) 吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）の規定による身体障害者及び知的障害者の医療費の支給を受けることができる子ども（同条例第2条第1項第4号に掲げる子どもを除く。）
- (3) 吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）の規定によるひとり親家庭医療費の支給を受けることができる子ども
- (4) 規則で定める所得の額以上の所得を有する養育者に養育される子ども（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）

（助成の範囲）

**第3条** 市は、対象者に次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（国民健康保険法又は社会保険各法に規定する指定訪問看護に要する費用が含まれる場合は、当該指定訪問看護に要する費用を除く。）のうち、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（社会保険各法の規定による家族療養費について附加給付（社会保険各法の規定による健康保険組合、共済組合等が被保険者、組合員又は加入者に対し規約、定款等に定めるところにより行う給付をいう。）を受けることができる場合は、当該附加給付の額を控除した額）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

- (1) 子どもが国民健康保険法の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。
- (2) 社会保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者が子どもに係る入院時食事療養費、保険外併用療養費、家族療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもが他の法令の規定による医療に関する給付を受けたとき。

（助成の始期）

**第4条** この条例による医療費の助成は、子どもが出生した日（当該出生した日後に対象者に該当することとなったときは、当該対象者に該当することとなった日）から行うものとする。

（申請）

**第5条** この条例の適用を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

**第6条** 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、医療証を交付する。

(医療証の提示)

**第7条** 前条の規定により医療証の交付を受けた対象者（以下「受給者」という。）は、子どもが療養を受ける際に、市長と契約した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

**第8条** 子どもの保護者に対する医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成金の返還)

**第9条** 市長は、第三者の行為による傷病に対し医療費を助成した場合において、子どもが当該第三者から同一事由につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成金の返還を命ずることができる。

**第10条** 市長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

**第11条** 受給者は、規則で定める住所、氏名その他の事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡の禁止)

**第12条** この条例による助成を受ける権利は、譲渡してはならない。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年10月1日前に出生した乳児に係る医療費の助成を行う場合における第4条の規定の適用については、同条中「乳児が出生した日」とあるのは「平成4年10月1日」と、「当該出生し

た日」とあるのは「同日」とする。

(以下省略)

**附 則** (平成 5 年 12 月 27 日 条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 (省略)

**附 則** (平成 6 年 10 月 7 日 条例第 30 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 6 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に受けた医療について適用し、適用日前に受けた医療については、なお従前の例による。

(以下省略)

**附 則** (平成 7 年 3 月 31 日 条例第 9 号)

(施行期日)

**第 1 条** この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**第 2 条から第 4 条まで** 省略

(吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第 5 条** 附則第 3 条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び前条の規定による改正後の吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則** (平成 8 年 3 月 29 日 条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年12月21日条例第29号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の吹田市老人医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例、第4条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び第5条の規定による吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年4月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年3月30日条例第16号）

**改正**

平成14年10月9日条例第35号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。（ただし書省略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号の規定は、平成15年1月1日から平成16年6月30日までの間に限り、3歳に達する日の属する月の末日までの児童については、適用しない。

- 3 （省略）

**附 則**（平成14年10月9日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年10月5日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（以下省略）

**附 則**（平成16年10月5日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年11月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

(吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例の廃止等)

3 吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例（平成5年吹田市条例第21号）は、廃止する。

4 施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年10月2日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（ただし書省略）

(経過措置)

2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の吹田市老人医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び第4条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年6月10日条例第50号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成25年9月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月26日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年2月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。